

コーポレート・ガバナンス

基本理念の実現に向け、経営の透明性や監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスを強化しています

当社のガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は経営監督、重要な意思決定の機能を担う「取締役会」、経営監査の機能を担う「監査役」・「監査役会」を設置しています。

取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）より構成されており、経営の監督、監査機能の強化に向け、積極的に社外役員を招聘し、社外役員を重視

したガバナンス体制としています。

社外役員には、客観的視点から経営監督、経営監査の役割を担っていただくとともに、富士電機の経営全般に対し、多角的視点から有用な助言・提言をいただくことで、経営判断の妥当性の確保を図っています。

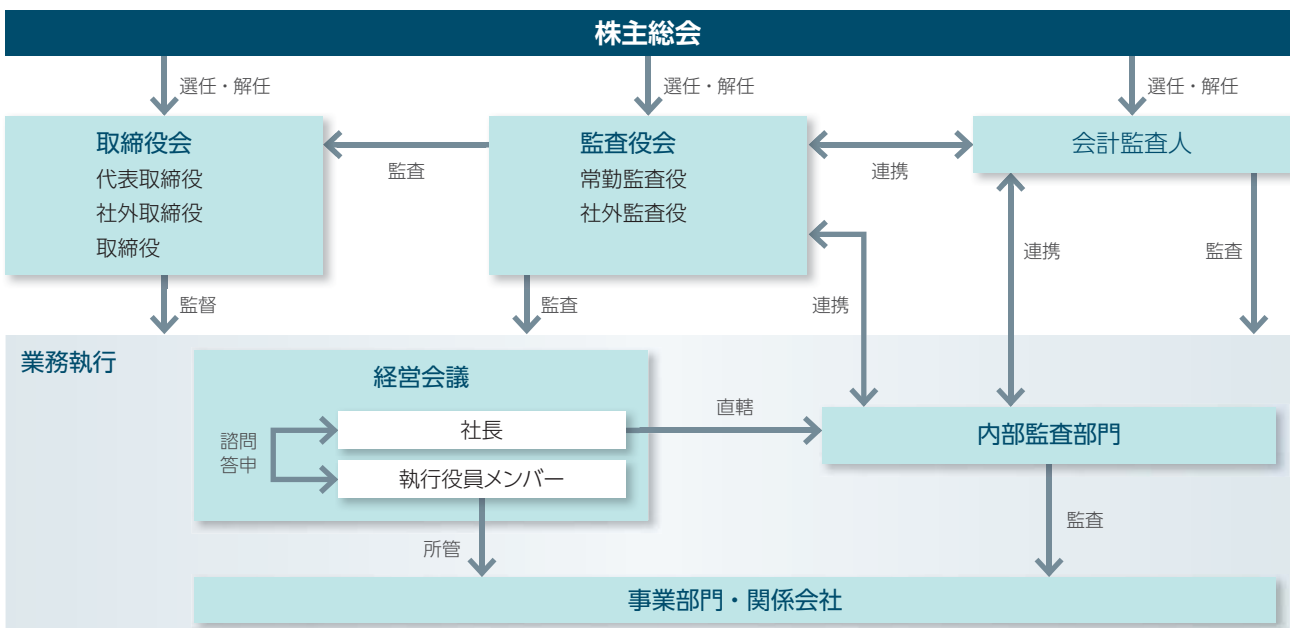
経営と執行機能の明確化

当社は、2011年4月に事業子会社を合併し、経営と事業執行の統合を図った「新・富士電機」をスタートさせました。新体制のもとで、関係会社を含む一体運営の業務執行体制を実現していくため、同日付で全社横断型の執行役員制度を採用しました。これにより、経営と執行の役割を明確にし、各事業の執行責任体制を明らかにしました。取締役は、

会社法上、自ら業務執行を行うとともに、業務執行を監督する職責を負っていますが、業務執行機能の強化に向け、執行役員制度を導入し、15名を任命しました。

代表取締役からの委任を受け、取締役と同様に善管注意義務を負い、任期は1年としています。

コーポレート・ガバナンス体制



(1) 取締役・取締役会

富士電機の経営、重要な業務執行に関する意思決定と監督の機能を担っています。客観的視点に基づく経営監督機能の強化、および業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保に向け、社外取締役を積極的に招聘しています。

(2) 監査役・監査役会

富士電機の経営、業務執行に対する監査の機能を担っています。社外監査役を積極的に招聘するとともに、常勤監査役は経営会議に出席することができるなど、監査機能の強化を図っています。

(3) 社長・執行役員・経営会議

社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する意思決定の機能を担っています。経営会議は執行役員から構成され、社長の諮問機関として、重要事項の審議・答申やモニタリングに向けた報告などを行っています。各執行役員は、それぞれの担当における業務執行を所管します。

社外役員

社外取締役については、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、多面的な経営判断に必要な見識・経験、富士電機の経営に対する理解および当社からの独立性等を総合的に勘案し、社外取締役を選定しています。

社外監査役については、富士電機の経営監査機能の強化とともに、経営判断に必要な見識・経験、富士電機の経営に対する理解および当社からの独立性等を総合的に勘案し、選定しています。

3名の社外取締役は、製造業の経営経験者の黒川博昭氏、環境工学の専門家である鈴木基之氏、金融機関の経営

経験者の沖本隆史氏で構成されており、経営全般に関し有効な助言・提言をいただいています。

3名の社外監査役は、上場企業の常勤監査役の伊藤隆彦氏、金融機関の経営者の佐藤美樹氏、弁護士の木村明子氏で構成され、経営監査機能の強化の役割を担うほか、取締役会などにおける経営全般について有効な助言・提言をいただいています。

また、上記の社外役員全員を金融商品取引所が定める独立役員として選任しています。

2011年度における、社外役員の取締役会（13回開催）、監査役会（9回開催）の出席率は、それぞれ95%、96%でした。

役員報酬

当社の取締役、監査役の報酬等は、株主の皆様への負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点から考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準としています。

● 常勤取締役

常勤の取締役については、各年度の連結業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬と業績連動報酬によって構成・運用されています。

● 定額報酬について

定額報酬は、役位に応じて、予め定められた固定額を支給するものです。株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、本報酬額の一部について役員持株会への拠出を義務づけています。

● 業績連動報酬について

業績連動報酬は、株主の皆様に残余金の配当を実施する場合に限り支給するものです。その総支給額は、各年度の

連結業績との連動性をより明確とするため、支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内としています。

● 社外取締役および監査役

社外取締役および監査役については、富士電機全体の職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬として、予め定められた固定額を支給するものとしています。なお、社外取締役および監査役の自社株式の取得は任意としています。

取締役および監査役の報酬等の総額（2011年度）

	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役	14	366
(うち社外取締役)	(3)	(22)
監査役	5	80
(うち社外監査役)	(3)	(22)

(注) 1. 上記には、2011年6月24日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。

2. 取締役に対する支給額には、2010年度に係る業績連動報酬の支給額を含んでおります。

3. 上記のほか、使用人兼務取締役(4名)に対する使用人分給として36百万円支給しております。

内部統制

富士電機は、会社法に定める内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会で決議し、開示しています。富士電機全体の内部統制システムについて、取り巻く社会的

要請に迅速かつ的確に応えるとともに、継続的に改善を図っています。

※ 詳しくは当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンス」をご参照ください。